社会福祉法人精華町社会福祉協議会
指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第１条　社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が開設する指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業（以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下「従業者」という。)が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第２条　事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、自立支援の観点に立った効果的で効率的なサービスの提供を図り、目標を定めて日常生活上必要な機能訓練等を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　　社会福祉法人 精華町社会福祉協議会

（２）所在地　　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字砂留２２番地１

(職員の職種、員数及び職務内容)

第４条　本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）生活相談員　２名以上

生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、自立生活を支援するため他の職種とも連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行う。

（３）機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。

（４）機能訓練指導員兼看護師　２名以上

機能訓練指導員兼看護師は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、利用者の健康チェック、入浴時のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行うものとする。

（５）介護職員　４名以上

介護職員は、入浴・食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業の営業日及び時間は、次のとおりとする。
（１） 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までの日並びに
　　１２月２９日、３０日及び３１日は除く。
（２）営業時間は、午前８時３０分から午後5時１５分までとする。
（３）サービス提供時間は、午前９時３０分から午後３時４５分までとする。

（事業の利用人員）
第６条　事業所の利用定員は、１日３０人とする。

（事業の内容及び料金その他の費用の額）
第７条　事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割または２割または３割の額とする。
（１）入浴サービス
（２）給食サービス
（３）生活指導（相談・援助等）レクリエーション
（４）日常動作訓練
（５）健康チェック
（６）送迎
２　事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。
（１）昼食費　７９０円（おやつ代１０８円含む）
（２）レクリエーション及びクラブ活動費用　材料代等の実費をいただきます。
（３）複写物の交付　1ページにつき１０円
（４）日常生活上必要となる諸費用（紙おむつ等）
　①尿とりパッド　　２０円／枚
　②紙おむつ　　１００円／枚
　③リハビリパンツ　１００円／枚
３　前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施区域は、精華町とする。

（サービス又は施設利用にあたっての留意事項）
第９条　利用者は事業の提供を受ける際に、当日の健康状態について、従業者に報告を行うものとする。
２　利用者は許可された施設及び付属設備以外の物を使用しないこと。また、その使用を終了したときは、直ちに従業者の点検を受けなければならない。

３　利用者はあらかじめ決められた場所又は、許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。

(緊急時における対処方法)

第１０条　本会従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

２　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第１１条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理等）

第１２条　利用者の使用する施設、食器その他の施設又は飲食に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるととともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(ハラスメント対策について)

第１３条　適切な事業提供を確保する観点から、事業所において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための対策について必要な措置を講じる。

２　前項における必要な措置については、本会ハラスメントの防止に関する規程に準じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第１４条　虐待の未然防止・虐待等の早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応を行うために虐待防止対策検討委員会を設置し、次の通り虐待に関する措置を講ずる。

（１）　虐待対策検討委員会を適切に実施するための担当者の設置

（２）　虐待の防止のための指針の整備

（３）　職員に対する虐待防止のための定期的な研修の実施

２　虐待防止対策検討委員会については、別に定める規程に準じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第１５条　本会は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１カ月以内

（２）継続研修　年１回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１２年　６月２０日から施行する。
この規程は、平成１２年　７月　１日から施行する。
この規程は、平成１３年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１３年　４月１８日から施行する。
この規程は、平成１４年　２月　１日から施行する。
この規程は、平成１４年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１５年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１５年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成１６年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成１７年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　６月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　９月　１日から施行する。
この規程は、平成１９年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１９年１０月１６日から施行する。
この規程は、平成２０年　２月　１日から施行する。
この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２２年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２３年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２８年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　１月１６日から施行する。
この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年１２月　１日から施行する。
この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　２年　１月　１日から施行する。
この規程は、令和　２年　４月　１日から施行する。
この規定は、令和　３年　４月　１日から施行する。

この規程は、令和　３年１１月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年　７月　１日から施行する。
この規程は、令和　５年　４月　１日から施行する。
この規定は、令和　７年　４月　１日から施行する。